



総務省

電波法の一部を改正する法律案について

平成 31 年 4 月
総務省
総合通信基盤局

- 「Society5.0」の基盤となる5Gの迅速かつ円滑な普及・高度化を図り、電波の有効利用を促進するため、電波法を改正し、電波利用料や周波数割当制度の見直しを行う。

①電波利用料関係

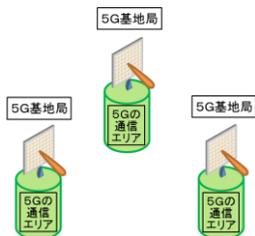
- 5Gの実現・高度化やIoTの普及拡大を見据え、電波利用料の総額として約750億円が必要（現行は約620億円規模）。
⇒周波数帯域幅や無線局の出力等に基づき算定する電波利用料について、料額区分の見直し等も踏まえて料額を改定。
- 電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、非効率な技術を使用していると認められるものからは、利用料を徴収。
- 電波利用料の用途に、①太陽フレア等の電波伝搬への影響の観測・分析等、②地上基幹放送等の耐災害性強化支援を追加。

②周波数割当制度関係

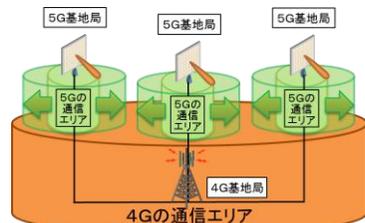
【既存周波数の利用を促進するための規定の整備】

- 5G等の周波数の割当てにあたり、4G基地局の整備計画など既存周波数の活用計画も審査できるよう規定を整備。

【4G基地局との連携がない場合】
5Gの通信エリアの整備に時間が必要



【4G基地局との連携がある場合】
5Gの通信エリアの効率的で効果的な拡大、
4Gと5Gのシームレスなサービスが可能



【周波数の経済的価値を踏まえた割当手続に関する規定の整備】

- 5G等の周波数の割当てにあたり、従来の比較審査項目（カバー率、MVNO促進等）に周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に審査できるよう規定を整備。
- 認定を受けた事業者は申し出た額（特定基地局開設料）を国庫に納付し、その収入はSociety5.0の実現に資する施策に充当。

比較審査項目の見直しイメージ

現行		見直し後	
周波数ひっ迫度	〇点	周波数ひっ迫度	〇点
カバー率	〇点	カバー率	〇点
MVNO促進	〇点	MVNO促進	〇点
安全・信頼性確保	〇点	安全・信頼性確保	〇点
不感地域対策	〇点	不感地域対策	〇点
既存基地局の周波数の活用計画	〇点	既存基地局の周波数の活用計画	〇点
合計	〇点	周波数の経済的価値を踏まえた評価額	〇点
		合計	〇点

※従来と同様、合計点の高い者に割り当てる。

申請者は周波数を利用して得られる将来の収益の割引現在価値等に基づき経済的価値を評価

③その他

- 我が国の技術基準に相当する技術基準（国際的な標準規格）を満たす等の条件の下、届出により、最長180日、技術基準適合証明等（技適）を取得しなくても、Wi-Fi等を用いた新サービスの実験等を可能とする。

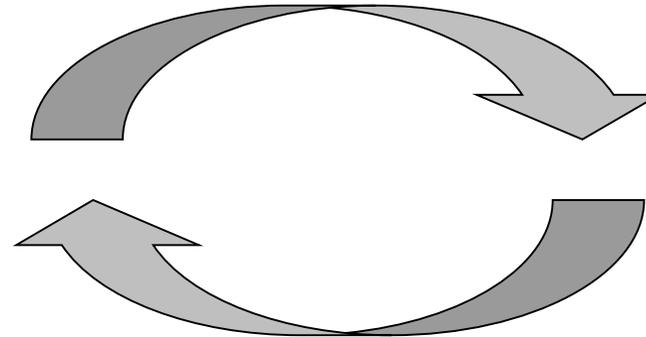


- **電波利用料**は、不法電波の監視等の電波の適正な利用の確保に関し、無線局全体の受益を直接の目的として行う事務(電波利用共益事務)の処理に要する費用を、その受益者である無線局の免許人等に公平に分担していただく(いわゆる**電波利用の共益費用**として負担を求める)もの。

主な用途

- ・不法電波の監視
 - ・総合無線局監理システムの構築・運用
 - ・電波資源拡大のための研究開発等
 - ・電波の安全性調査
 - ・携帯電話等エリア整備事業
 - ・電波遮へい対策事業
 - ・地上デジタル放送への円滑な移行のための環境整備
- 等

電波の適正な利用の確保
(電波利用共益事務)



電波利用料の支払
(免許人による費用負担)

主な無線局免許人

- ・携帯電話等事業者
- ・放送事業者
- ・衛星通信事業者
- ・アマチュア無線

等

1 電波利用料の料額等の見直し

(1) 電波利用料の料額の見直し

- ・5Gの実現・高度化やIoTの普及拡大を見据え、電波利用料の総額規模として約750億円が必要(現行は約620億円規模)。
- ・電波利用料の料額について、周波数帯域幅や無線局の出力等に基づき、携帯電話の特性係数*や料額区分の見直し等も踏まえて新たに算定。

※無線システムの特性に応じた料額の軽減係数

⇒料額は電波法に規定されているため、電波法を改正して新たな料額を規定する。

(2) 非効率な技術を使用していると認められる公共用無線局に対して電波利用料を徴収する規定の整備

電波利用料が減免されている公共用無線局のうち、非効率な技術を使用していると認められるものからは、利用料を徴収する。

※徴収対象の決定の流れ：電波の利用状況調査の実施 → 結果の評価 → 評価に基づいて徴収対象を決定
 (評価案のパブリックコメント) (電波監理審議会の諮問) (政令で規定)

(3) 電波利用料の用途の追加

- ・平成31年度以降の電波利用料の予算は、「周波数ひっ迫対策の加速化」、「通信・放送基盤の耐災害性の強化」、「5G等の活用による地域活性化・地方創生」、「無線システムのセキュリティ対策の強化」を拡充・重点化。
- ・電波利用料の用途(①電波の監視・監理、②電波の有効利用のための研究開発等、③無線システムの普及促進、④電波のリテラシーの向上等)は、電波法に限定列挙。

⇒平成31年度以降の予算を執行するため、既存の用途には含まれない以下の業務を新たな用途として電波法に追加する。

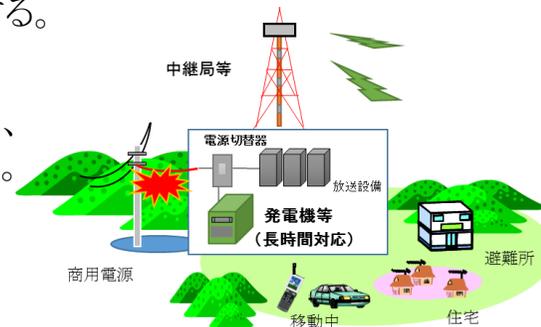
① 電波伝搬の観測・分析等

近年、太陽フレア等による電波伝搬の異常が発生しており、電波伝搬を観測・分析し、伝搬異常の発生の把握や予測を行う重要性が高まっていることを踏まえ、電波伝搬の観測・分析等を電波利用料の用途に追加する。

② 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

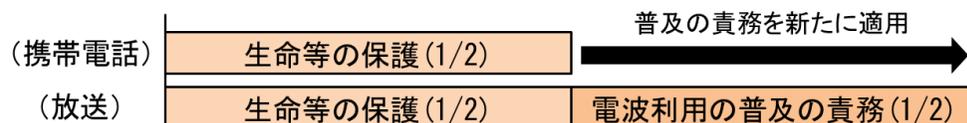
大規模な自然災害時にも現用の放送局の放送を継続させ、周波数の有効利用を図るため、当分の間、地上基幹放送等に関する耐災害性強化の支援を電波利用料の用途に追加する。

- ・事業主体： 地上基幹放送事業者等、自治体等
- ・補助対象： ①停電対策、②予備設備の整備
- ・補助率： 地上基幹放送事業者等 1/3、自治体等 1/2



(1) 携帯電話の特性係数の見直し

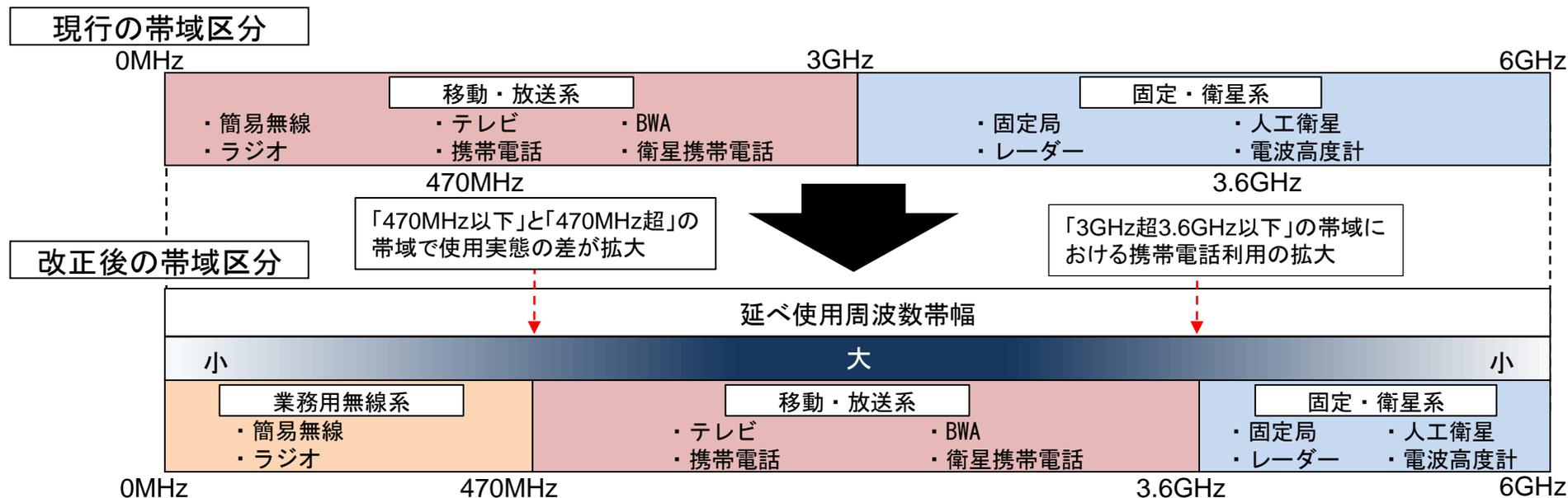
携帯電話について、実態として国民に広く普及していること及び既存周波数の有効利用を促進するための新たな仕組みを設けること等を踏まえ、新たに1/2の特性係数(※)を適用する。



※ 特性係数:電波利用料算定において、電波の普及や国民の生命の保護等の観点から、特定の無線システムに一定の軽減を行うために設けられた係数。

(2) 料額区分の見直し

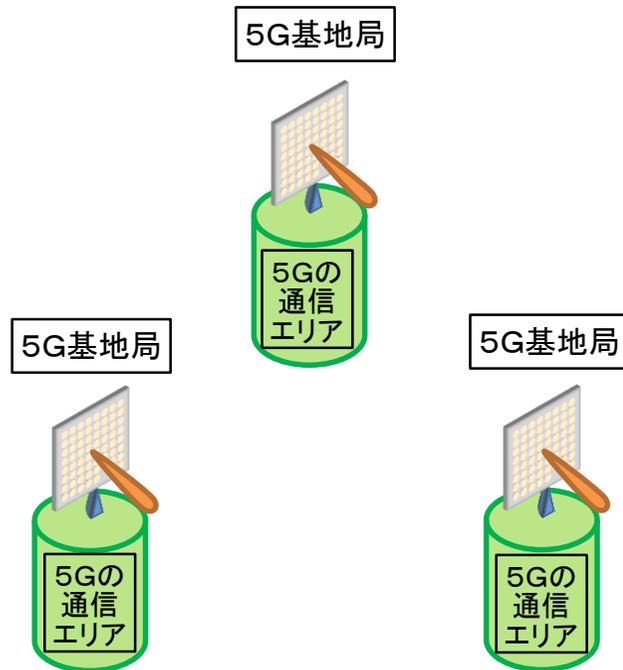
利用料負担額の割りに係る帯域区分を、近年の無線技術の進展による帯域の価値の変化を反映した形に見直す。



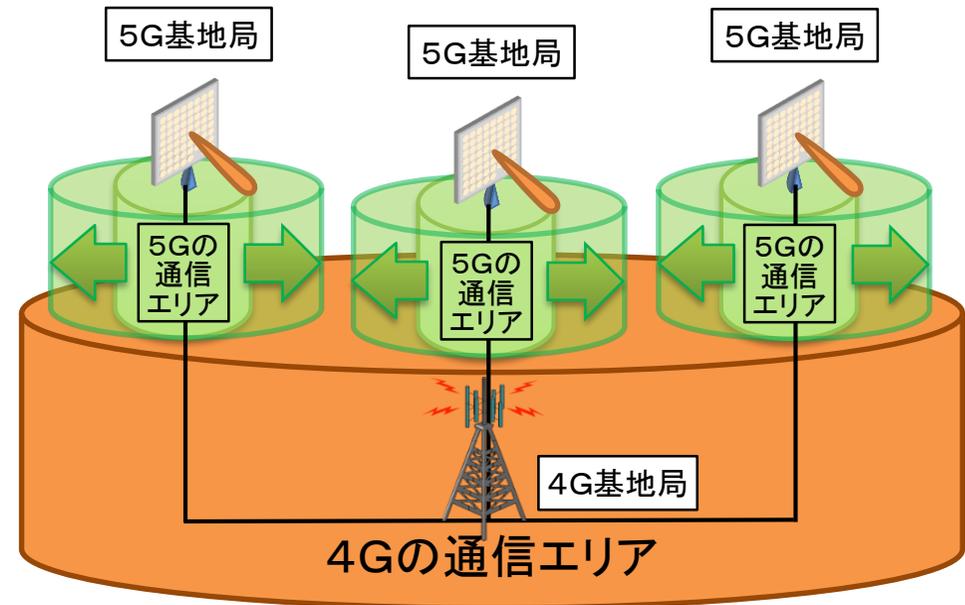
2 既存周波数の利用を促進するための規定の整備

- 5G等の新たなサービスの迅速な展開のため、既存周波数を有効活用することが必要。このため、5G等の電気通信業務用の周波数の割当て(開設計画の認定)にあたり、4G基地局の整備計画など既存周波数の活用計画も含めて審査することができるよう規定を整備する。
- 既存周波数が有効利用されていない場合、5G等の開設計画の認定を取り消すことができる規定を追加する。

[4G基地局との連携がない場合] 5Gの通信エリアの整備に時間が必要



[4G基地局との連携がある場合] 5Gの通信エリアの効率的で効果的な拡大、 4Gと5Gのシームレスなサービスが可能



5Gの普及・発展には既存周波数の
有効利用が必要不可欠

3 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続に関する規定の整備

- 5G等の電気通信業務用の周波数の割当て(開設計画の認定)にあたり、従来の比較審査項目(カバー率、MVNO促進等)に、周波数の経済的価値を踏まえて申請者が申し出る周波数の評価額を追加して、総合的に審査することができるよう規定を整備する。
- 認定を受けた事業者は申し出た金額(特定基地局開設料)を国庫に納付することとし、特定基地局開設料の収入はSociety 5.0の実現に資する施策に充てる。

比較審査項目の見直しイメージ

現行		見直し後	
周波数ひっ迫度	○点	周波数ひっ迫度	○点
カバー率	○点	カバー率	○点
MVNO促進	○点	MVNO促進	○点
安全・信頼性確保	○点	安全・信頼性確保	○点
不感地域対策	○点	不感地域対策	○点
合計	○点	既存基地局の周波数の活用計画	○点
		周波数の経済的価値を踏まえた評価額	○点
		合計	○点

申請者は周波数を利用して得られる将来の収益の割引現在価値等に基づき経済的価値を評価

※従来と同様、合計点の高い者に割り当てる。

割当てを受けた者は、申し出た額(特定基地局開設料)を国庫に納付

※特定基地局開設料は、認定の期間中、毎年度、一定額を納付。

Society5.0の実現に資する施策に充当

- ①電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備促進
- ②当該ネットワーク上に流通する情報の活用による高付加価値の創出促進
- ③当該高付加価値の活用による社会的諸課題の解決促進

※特定基地局開設料の用途は法定。

4 調査・研究等用端末の利用の迅速化に関する規定の整備

我が国の技術基準に相当する技術基準(国際的な標準規格)を満たす等の一定の条件の下、技術基準適合証明等(技適)を取得しなくても、Wi-Fi等を用いて新サービスの実験等を行うことを可能とする。

※技適を取得していない海外からの持込み端末(訪日外国人のスマートフォン等)についての制度は整備済み。

【現状】

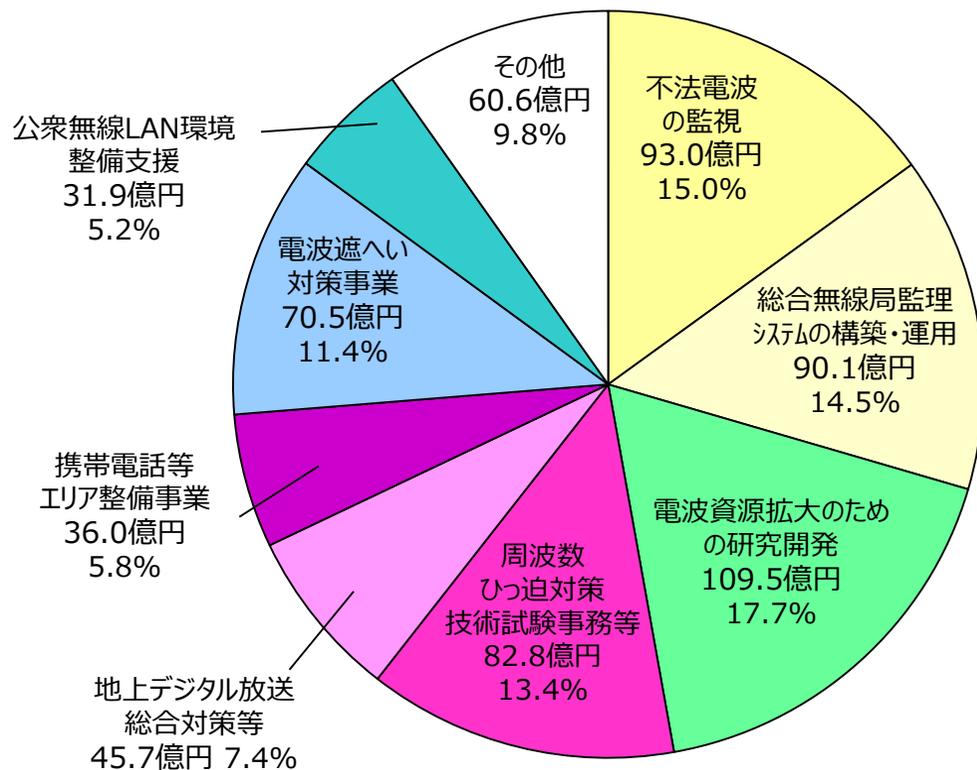
- Wi-Fi等の端末を我が国で使用するためには、メーカー等が技適を取得することが必要
- 我が国で未発売の技適未取得端末を用いて新サービスの実験等を行うことが困難

【見直し後】

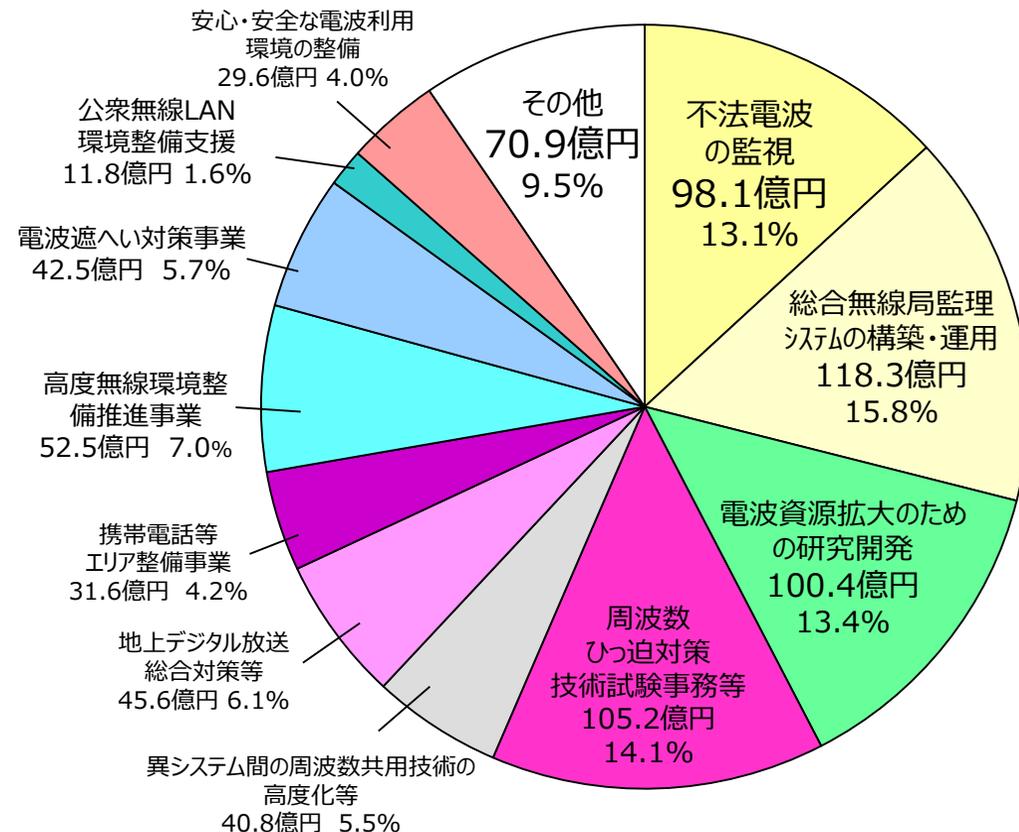
- 我が国の技術基準に相当する技術基準を満たす等、一定の要件を満たせば、届出により、一定期間、実験等を目的とした使用が可能
- ※実験等の目的、規格等を届け出て、最長180日使用可能
- ※従来制度の手続と比較し、数週間～数ヶ月程度早く実験等に着手可能。



參考資料



【現行料額算定】平成29年度当初予算
約620億円



【新料額算定】平成31年度当初予算
約750億円

【携帯電話】

無線局単位＋電波帯域 により徴収

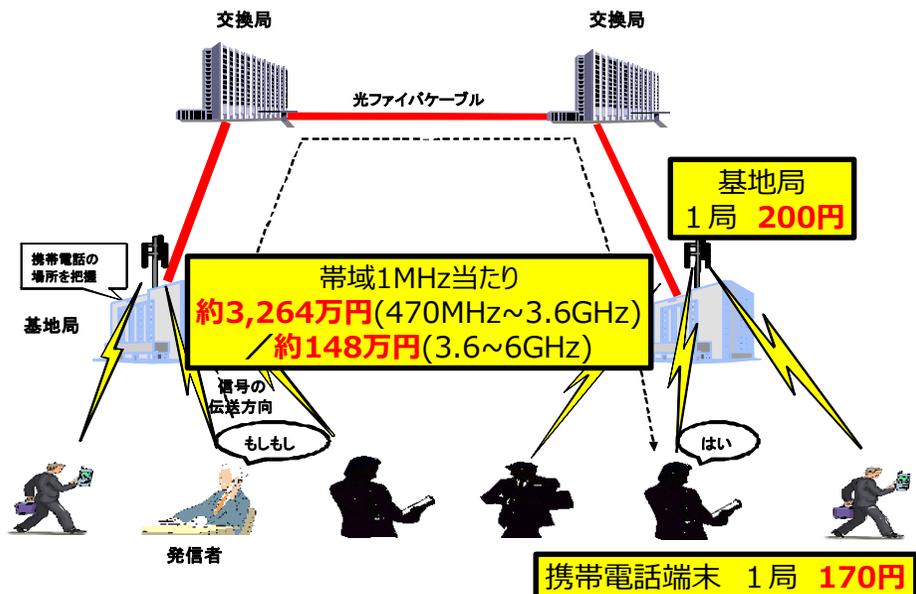
＜無線局単位により徴収される電波利用料＞

- ・携帯電話端末 **170円**(現行140円)／局
- ・基地局 **200円**(現行200円)／局

＜電波帯域により徴収される電波利用料＞

- ・電波帯域(470MHz～3.6GHz)1MHz当たり **約3,264万円***
(現行約4,763万円)
- ・電波帯域(3.6～6GHz)1MHz当たり **約148万円***
(新設)

※専用帯域の料額。共用帯域の料額は上記の半額。

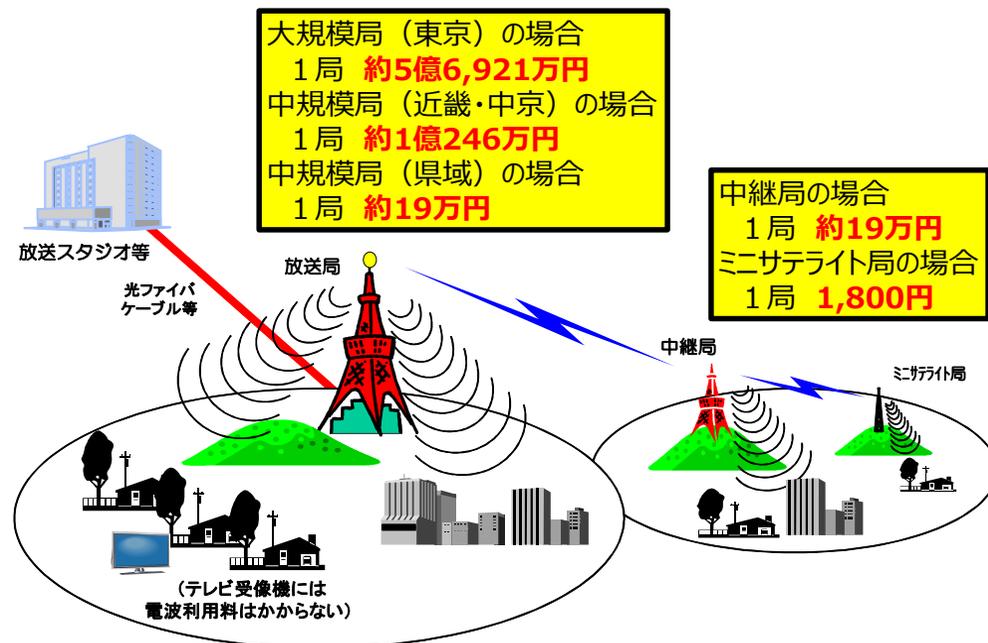


【地上デジタルテレビ】

無線局単位により徴収

＜無線局単位により徴収される電波利用料＞

- ・大規模局(東京) **約5.7億円**(現行約3.8億円)／局
- ・中規模局(近畿・中京) **約1.0億円**(現行約7,590万円)／局
- ・中規模局(県域) **約19万円**(現行約17万円)／局
- ・中継局 **1,800円～約19万円**／局
(現行 1,200円～約17万円)



- 特定基地局の開設計画の認定制度は、携帯電話の基地局等、同一の者が相当数開設する必要がある無線局(特定基地局)について、開設計画(基地局の整備計画)の認定を受けた事業者のみが一定期間(原則5年間)特定基地局の免許申請が可能となる制度。
- 開設計画の認定は、以下の手順を経て行うこととされている。
 - ①総務大臣が開設計画(割当方針)を公示【電波監理審議会への諮問・答申が必要】
 - ②開設計画の申請の受付
 - ③開設計画に照らして審査・認定【認定は電波監理審議会への諮問・答申が必要】

